

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県北部地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 佐々木 憲雄

再生委員会の 構成員	気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、 宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる 地域の範囲 及び 漁業の種類	宮城県北部地域一円（気仙沼市・南三陸町） 漁船漁業者合計501名 （火光利用敷網漁業50名、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業48名、すくい網漁業26名、さより機船船びき網漁業18名、刺網漁業413名、いかつり漁業18名、定置漁業27名、さんま棒受網漁業8名他） ※1経営体が複数漁業（養殖業含む）を兼業しているため、漁業種類別合計は漁船漁業者数合計より多い
-------------------------------	--

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

当プランで対象とする宮城県北部地区は、気仙沼市及び南三陸町から成り、沿岸部は湾が入り組み複雑な地形を有するリアス式海岸を呈しており、沖合では親潮と黒潮がぶつかり世界屈指の好漁場が形成されている。

そのため、古くから漁業が盛んに営まれており、大小多数の漁港が所在している。中でも、カツオやサンマ水揚で全国屈指の地方卸売市場気仙沼市魚市場（以下、「気仙沼魚市場」という。）を抱える気仙沼漁港やタコやサケ水揚で有名な南三陸町地方卸売市場（以下、「志津川魚市場」という。）を抱える志津川漁港については、その後背地に多くの水産加工関連施設が集積され、漁業及びその関連産業が地域の基幹産業となっている。

また、当地域は、プランの対象としている漁船漁業において季節毎に多種多様な魚種を対象に様々な漁法で漁獲を行ない、また、カキ・ワカメ・ホタテ・ギンザケ・ホヤなど多岐にわたる養殖業も盛んに営まれるなど、全国でも有数の漁業・養殖業の生産地である。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災により、地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具などの大半が流失・損壊した。その後、国・県の各種支援事業を活用し復旧に努め、平成26年12月末現在、漁船については震災前の概ね9割まで復旧している。

一方、魚市場や冷凍冷蔵施設、加工施設などによる加工流通機能の回復は途上にあるほか、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によるスズキ・クロダイの出荷制限の継続、風評による販路の縮小・喪失など、販売面においても操業に影響を及ぼしている。

さらに、燃油・資材等の価格高止まりによる漁業経費の増大や乗組員不足など、漁業経営を取り巻く環境は大変厳しい。また、近年、秋漁の主力となるサケの回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、より効率的な増殖事業を実施する必要がある。

## (2) その他の関連する現状等

漁業者は、生産基盤だけでなく土地・住宅などの生活基盤も壊滅的な被害を受け、現在も多くの漁業者が仮設住宅等から各浜に通っている状況にある

また、震災により漁業の再開を断念する漁業者も多いことから、漁村地域における漁業者を中心とする地域コミュニティの崩壊が危惧されており、新規就業者や後継者の育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 基本方針

地域で特色ある漁船漁業が復興し、安定した生産により漁業経営の改善を図るためには、漁船・漁具の復旧を急ぐとともに、高度衛生管理型の魚市場、冷凍冷蔵施設や加工流通施設など漁獲物の受入体制が整備されることが重要となる。また、水産物の安全性と信頼性の確保に一層努める必要がある。

さらに、漁業経営の安定を図るため、県と連携し、効率的な操業体制の推進を検討するほか、資源管理や付加価値向上対策の取組を実施する必要がある。

また、収益性の改善を図るため、関係団体等との連携による知名度向上や需要拡大のほか、操業コストの削減にも努める必要がある。

併せて、新規就業者の確保や後継者の育成により、地域の活性化を図る必要がある。

加えて、サケ回帰状況の安定化に向け、沿岸内陸部に所在する各ふ化場及び海面漁業関係者が協力し、より効率的な増殖事業を実施する必要がある。

このことから、次の取り組みを実施する。

##### (1) 復旧の加速化

- ①漁船、漁具の早期復旧
- ②高度衛生管理型魚市場等の早期復旧による流通加工機能の回復

##### (2) 地域漁業の復興対策及び魚価向上対策

- ①効率的な操業体制の推進
- ②鮮度保持等付加価値向上対策の推進
- ③地域販売所の利用及び「みやぎ水産の日」に合わせた漁協販促イベント・地域イベント等を活用した知名度向上・需要拡大の推進
- ④十分な放射能対策の実施及び県内外に対する信頼性確保に向けたPR活動による宮城の水産物のイメージアップ

##### (3) 資源管理と担い手対策

- ①資源管理の取組の推進
- ②サケ種苗の海中飼育放流の推進
- ③漁家後継者育成及び新規漁業就業者確保の取組の推進

##### (4) 漁業経営の基盤強化対策

- ①省エネ機器等の導入、操業コストの低減化

#### (2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の措置に取り組むことにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ①宮城県漁業調整規則による操業期間、操業区域、操業時間、漁獲サイズ、漁具等規制の遵守徹底
- ②宮城県海区漁業調整委員会指示による秋さけ固定式刺網漁業・まだら固定式刺網漁業等の制限等、定置漁業の保護区域の設定に基づく適正操業の実践
- ③共同漁業権行使規則による操業期間、操業区域、漁具、漁法等の規制措置に基づく適正行使
- ④資源管理計画の遵守による漁業資源の維持管理（刺網漁業・小型底曳網漁業：ヒラメ・マコガレイ資源管理計画、定置漁業資源管理計画、火光利用敷網漁業：イカナゴ資源管理計画他）

(3) 具体的な取組内容

1年目（平成26年度）

以降、以下の取組内容は、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行ないつつ、関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 復旧の加速化</p> <p>被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具の復旧を進めることとし、平成27年度末までの完了を目指す。</p> <p>2. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」において、平成26年度～29年度が「再生期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコオナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li></ul> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li></ul> <p>iii) いかつり漁業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg 当たり尾数で分類：12～40尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li></ul> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li></ul>
--------------	---

<p>漁業収入向上 のための取組</p>	<p>v) 刺網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業による海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>i) ~ v) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。</p> <p>②安定的な操業体制の構築</p> <p>秋漁の主力の一つであるサケについては、近年、回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、漁業者とふ化場関係者が協力して回帰率の高い種苗の海中飼育放流を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流の割合を基準年6.6%から平成30年度までに10%以上に増大することにより、サケ回帰数量の安定及び増加を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>その上で、刺網漁業者・定置漁業者は、当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じ網揚休漁を実施することによりサケ資源の安定・増大を図る。</p> <p>なお、平成26年度は、震災年の放流種苗（4年魚）が回帰の主体となり回帰数が激減する可能性が高いことから、親魚来遊数減が確認された際には、網揚げ対応すべく網揚計画を策定する。</p> <p>(2) 付加価値向上対策の推進</p> <p>全漁業者は、市・町が将来的な HACCP 対応等見据えた高度衛生管理型魚市場として整備する気仙沼魚市場・志津川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備含む）を流通拠点として、次の観点から、漁獲物の衛生管理や鮮度管理に努め、付加価値向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する（水産物への細菌混入リスクの低減に努める）ための魚市場内の作業ルールを検討する。</li> <li>②関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、市・町等が開催する研修会に参加し、上記魚市場内の作業ルールの徹底と、衛生管理向上等に向けて取扱方法が異なる魚種毎に具体的課題を設定の上、その対策について検討する。</li> <li>③関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、漁獲物の高鮮度維持・徹底を図るべく、志津川魚市場において平成27年度末までの完成を見越した殺菌海水製造施設の活用方途及びスラリーアイス等を用いた施氷の徹底による低温管理方法について作業ルールを検討する。気仙沼魚市場においても、平成28年度末までの完成を見越した冷海水製造装置の活用方途及び施氷の徹底による低温管理方法に係る作業ルールについて検討する。</li> </ol>
--------------------------	--

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(3) 販売活動の推進  全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」や「タブの木漁協直売所（志津川地区）」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おすばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。  また、漁協は、加工業者等と連携し、ツノナシオキアミを利用した新加工品開発等を行うなど、各魚種の新たな需要開拓を進めることとする。  併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>3. 漁業者育成・担い手対策の推進  (1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。  (2) 地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会等を活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識・技術の習得に向けた実地研修を行なうことにより、新規漁業就業者の確保に努める。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組  (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。  (2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。  (3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、ツノナシオキアミ漁操業期間を短縮することにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.3%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧支援事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、水産流通基盤整備事業、漁業復興担い手確保支援事業、省燃油活動推進事業、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業</p>

<p>漁業収入向上 のための取組</p>	<p>1. 復旧の加速化 被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市・町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具の復旧を進めることとし、平成27年度末までの完了を目指す。</p> <p>2. 復興の推進 「宮城県震災復興計画」において、平成26年度～29年度が「再生期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業 ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコオナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業 ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iii) いかつり漁業 ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg 当たり尾数で分類：12～40尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p> <p>iv) さより機船船びき網漁業 ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</p>
--------------------------	---

漁業収入向上  
のための取組

v) 刺網漁業

- ・タラ刺網漁業者は、沖合での作業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調作業による海域を拡大しての作業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。
- ・刺網漁業者は、マコガレイ資源の持続安定化に向け、漁協の管理の下で産卵期に10日間前後の休漁措置を実施するとともに、全長20cm未満の小型個体の漁獲禁止及び漁獲後再放流を実施する。この取組により、資源の不要な減耗を防ぐとともに、低価格な小型魚の大量水揚を避け市場価格の下落を防ぐことによる魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

i) ~ v) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会及び宮城県資源管理型漁業実践協議会(v:2項目目のみ)で漁期前に協議・確認の上、実施する。

②安定的な作業体制の構築

秋漁の主力の一つであるサケについては、近年、回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、漁業者とふ化場関係者が協力して回帰率の高い種苗の海中飼育放流を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流の割合を基準年6.6%から平成30年度までに10%以上に増大することにより、サケ回帰数量の安定及び増加を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。

その上で、刺網漁業者・定置漁業者は、当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じ網揚休漁を実施することによりサケ資源の安定・増大を図る。

なお、平成27年度は、震災年の放流種苗(5年魚)が回帰の大きな割合を占め、回帰数が減少する可能性が高いことから、親魚来遊数減が確認された際には、網揚げ対応すべく網揚計画を策定する。

(2) 付加価値向上対策の推進

全漁業者は、市・町が将来的なHACCP対応等見据えた高度衛生管理型魚市場として整備する気仙沼魚市場・志津川魚市場(自動選別機や運搬機器等の整備含む)を流通拠点として、次の観点から、漁獲物の衛生管理や鮮度管理に努め、付加価値向上を図る。

- ①関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する(水産物への細菌混入リスクの低減に努める)ための魚市場内の作業ルールを定める。
- ②関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、市・町等が開催する研修会に参加し、策定した魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する(水産物への細菌混入リスクの低減に努める)ための魚市場内の作業ルール内容の周知・徹底を図るとともに、衛生管理向上等に向けて取扱方法が異なる魚種毎に、対策内容を確認する。
- ③関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、漁獲物の高鮮度維持・徹底を図るべく、志津川魚市場において殺菌海水製造施設の活用用途及びスラリーアイス等を用いた施氷の徹底による低温管理方法について作業ルールを定める。気仙沼魚市場においても、平成28年度末までの完成を見越した冷海水製造装置の活用用途及び施氷の徹底による低温管理方法に係る作業ルールについて検討する。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(3) 販売活動の推進  全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」や「タブの木漁協直売所（志津川地区）」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おすばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。  また、漁協は、加工業者等と連携し、ツノナシオキアミを利用した新加工品開発等を行うなど、各魚種の新たな需要開拓を進めることとする。  併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>3. 漁業者育成・担い手対策の推進  (1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。  (2) 地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会等を活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識・技術の習得に向けた実地研修を行なうことにより、新規漁業就業者の確保に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組  (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。  (2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。  (3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、ツノナシオキアミ漁操業期間を短縮することにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.3%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧支援事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、水産流通基盤整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、省エネ機器等導入推進事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業</p>



<p>漁業収入向上 のための取組</p>	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」において、平成26年度～29年度が「再生期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコオナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>iii) いかつり漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg 当たり尾数で分類：12～40尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>iv) さより機船船びき網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>v) 刺網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業による海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul>
--------------------------	---

漁業収入向上  
のための取組

・刺網漁業者は、マコガレイ資源の持続安定化に向け、漁協の管理の下で産卵期に10日間前後の休漁措置を実施するとともに、全長20cm未満の小型個体の漁獲禁止及び漁獲後放流を実施する。この取組により、資源の不要な減耗を防ぐとともに、低価格な小型魚の大量水揚げを避け市場価格の下落を防ぐことによる魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

i)～v)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会及び宮城県資源管理型漁業実践協議会(v:2項目目のみ)で漁期前に協議・確認の上、実施する。

②安定的な操業体制の構築

秋漁の主力の一つであるサケについては、近年、回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、漁業者とふ化場関係者が協力して回帰率の高い種苗の海中飼育放流を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流の割合を基準年6.6%から平成30年度までに10%以上に増大することにより、サケ回帰数量の安定及び増加を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。

その上で、刺網漁業者・定置漁業者は、当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じ網揚休漁を実施することによりサケ資源の安定・増大を図る。

(2)付加価値向上対策の推進

全漁業者は、市・町が将来的なHACCP対応等見据えた高度衛生管理型魚市場として整備する気仙沼魚市場・志津川魚市場(自動選別機や運搬機器等の整備含む)を流通拠点として、次の観点から、漁獲物の衛生管理や鮮度管理に努め、付加価値向上を図る。

①関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する(水産物への細菌混入リスクの低減に努める)ための魚市場内の作業ルールに従い、衛生管理の徹底を図る。

②関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、漁獲物の高鮮度維持・徹底を図るべく、作業ルールに従い、志津川魚市場では殺菌海水製造施設を活用するとともに、スラリーアイス等を用いた施氷の徹底による低温管理の徹底を図る。気仙沼魚市場においても平成28年度末までの冷海水製造装置等の完成を見込み、その活用方途及び低温管理方法に係る作業ルールを定める。

(3)販売活動の推進

全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」や「タブの木漁協直売所(志津川地区)」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おすばでまつり福興市」等の各福興市(志津川地区)等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。

また、漁協は、加工業者等と連携し、ツノナシオキアミを利用した新加工品開発等を行うなど、各魚種の新たな需要開拓を進めることとする。

併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>3. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会等を活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識・技術の習得に向けた実地研修を行なうことにより、新規漁業就業者の確保に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.2%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、ツノナシオキアミ漁操業期間を短縮することにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.3%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業共同利用施設復旧支援事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、水産流通基盤整備事業、産地水産業強化支援事業、新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティネット構築事業</p>

#### 4年目（平成29年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」において、平成26年度～29年度が「再生期」に当たり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>①資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p>
---------------------	---

漁業収入向上  
のための取組

i) 火光利用敷網漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコオナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

iii) いかつり漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg 当たり尾数で分類：12～40尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

iv) さより機船船びき網漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

v) 刺網漁業

- ・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業による海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。
- ・刺網漁業者は、マコガレイ資源の持続安定化に向け、漁協の管理の下で産卵期に10日間前後の休漁措置を実施するとともに、全長20cm未満の小型個体の漁獲禁止及び漁獲後再放流を実施する。この取組により、資源の不要な減耗を防ぐとともに、低価格な小型魚の大量水揚げを避け市場価格の下落を防ぐことによる魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

i)～v)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会及び宮城県資源管理型漁業実践協議会(v:2項目目のみ)で漁期前に協議・確認の上、実施する。

漁業収入向上  
のための取組

②安定的な操業体制の構築

秋漁の主力の一つであるサケについては、近年、回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、漁業者とふ化場関係者が協力して回帰率の高い種苗の海中飼育放流を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流の割合を基準年6.6%から平成30年度までに10%以上に増大することにより、サケ回帰数量の安定及び増加を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。

その上で、刺網漁業者・定置漁業者は、当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じ網揚休漁を実施することによりサケ資源の安定・増大を図る。

(2) 付加価値向上対策の推進

全漁業者は、市・町が将来的な HACCP 対応等見据えた高度衛生管理型魚市場として整備した気仙沼魚市場・志津川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備含む）を流通拠点として、次の観点から、漁獲物の衛生管理や鮮度管理に努め、付加価値向上を図る。

①関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する（水産物への細菌混入リスクの低減に努める）ための魚市場内の作業ルールに従い、衛生管理の徹底を図る。

②関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、漁獲物の高鮮度維持・徹底を図るべく、作業ルールに従い、志津川魚市場において殺菌海水製造施設を活用するとともに、スラリーアイス等を用いた施水の徹底による低温管理の徹底を図るとともに、気仙沼魚市場においても冷海水製造装置を活用するとともに、施水の徹底による低温管理の徹底を図る。

(3) 販売活動の推進

全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」や「タブの木漁協直売所（志津川地区）」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おすばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。

また、漁協は、加工業者等と連携し、ツノナシオキアミを利用した新加工品開発等を行うなど、各魚種の新たな需要開拓を進めることとする。

併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。

3. 漁業者育成・担い手対策の推進

(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。

(2) 地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会等を活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識・技術の習得に向けた実地研修を行なうことにより、新規漁業就業者の確保に努める。

これらの取組により、基準年より1.0%の漁業収入向上が見込まれる。

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、ツノナシオキアミ漁操業期間を短縮することにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.3%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産業共同利用施設復旧支援事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、産地水産業強化支援事業、新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティネット構築事業</p>

5年目（平成30年度）

取組の最終年度であり、前年度に引き続き行ない、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取り組み状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行なう。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 復興の推進</p> <p>「宮城県震災復興計画」や宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成26年度～32年度）とも連携をとりつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取組を行なうことで、漁船漁業の復興・更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 効率的な操業体制の構築</p> <p>① 資源の持続安定利用</p> <p>各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ利用することで、漁業収入の維持・向上を図る。</p> <p>i) 火光利用敷網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりのコオナゴ漁獲量の上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul> <p>ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」及び「おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下でツノナシオキアミの年間総漁獲量・操業期間・1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。</li> </ul>
---------------------	--

漁業収入向上  
のための取組

iii) いかつり漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「いかつり漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量の上限を定めるとともに、漁獲したスルメイカの魚体損傷を最小限に留めるべく、漁獲物を船上で箱詰し、これを規格毎（1箱・5kg 当たり尾数で分類：12～40尾入、20尾入中心）に行なうことを徹底することで高付加価値化を図り、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

iv) さより機船船びき網漁業

- ・漁業者は、獲り過ぎによる資源への影響を防ぐべく、「さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針」のほか、漁協と協力して調査した震災後の漁獲量データに基づき、漁協の管理の下で1ヶ統1日当たりのサヨリ漁獲量上限を定め、その徹底を図ることで、過剰水揚げによる魚価下落を抑制し、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

v) 刺網漁業

- ・タラ刺網漁業者は、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底曳網漁船との協調操業による海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮することにより、漁獲するマダラの鮮度を保持し高付加価値化を図ることにより、魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。
- ・刺網漁業者は、マコガレイ資源の持続安定化に向け、漁協の管理の下で産卵期に10日間前後の休漁措置を実施するとともに、全長20cm未満の小型個体の漁獲禁止及び漁獲後再放流を実施する。この取組により、資源の不要な減耗を防ぐとともに、低価格な小型魚の大量水揚げを避け市場価格の下落を防ぐことによる魚価及び漁業収入の維持・向上を目指す。

i)～v)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会の各委員会及び宮城県資源管理型漁業実践協議会(v:2項目目のみ)で漁期前に協議・確認の上、実施する。

②安定的な操業体制の構築

秋漁の主力の一つであるサケについては、近年、回帰状況が不安定で年毎の漁獲量変動が大きいことから、漁業者とふ化場関係者が協力して回帰率の高い種苗の海中飼育放流を推進する。北部地区においては放流尾数2,500万尾以上を維持した上で、海中飼育放流の割合を基準年6.6%から10%以上に増大することにより、サケ回帰数量の安定及び増加を図るとともに、漁業収入の維持・向上を目指す。

その上で、刺網漁業者・定置漁業者は、当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じ網揚休漁を実施することによりサケ資源の安定・増大を図る。

(2)付加価値向上対策の推進

全漁業者は、市・町が将来的なHACCP対応等見据えた高度衛生管理型魚市場として整備した気仙沼魚市場・志津川魚市場(自動選別機や運搬機器等の整備含む)を流通拠点として、次の観点から、漁獲物の衛生管理や鮮度管理に努め、付加価値向上を図る。

- ①関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、魚市場における各種作業にかかる動線を整理し輻輳化を回避する(水産物への細菌混入リスクの低減に努める)ための魚市場内の作業ルールに従い、衛生管理の徹底を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>②関係漁業者は、仲買人・市場関係者とともに、漁獲物の高鮮度維持・徹底を図るべく、作業ルールに従い、志津川魚市場において殺菌海水製造施設を活用するとともに、スラリーアイス等を用いた施氷の徹底による低温管理の徹底を図るとともに、気仙沼魚市場においても冷海水製造装置を活用するとともに、施氷の徹底による低温管理の徹底を図る。</p> <p>(3) 販売活動の推進</p> <p>全漁業者及び漁協や市・町は、気仙沼「海の市」や「タブの木漁協直売所（志津川地区）」等の地域販売所における水産物の販売を推進するとともに、「みやぎ水産の日」に合わせて行なう漁協販促イベント及び地域イベント「気仙沼市産業まつり」や「おすばでまつり福興市」等の各福興市（志津川地区）等において地域水産物のPRを積極的に推進し、知名度向上・需要拡大を図る。</p> <p>また、漁協は、加工業者等と連携し、ツノナシオキアミを利用した新加工品開発等を行うなど、各魚種の新たな需要開拓を進めることとする。</p> <p>併せて、県及び市町と連携して十分な放射能対策を実施し、県内外へ安全性を確保していることの周知に努める。</p> <p>3. 漁業者育成・担い手対策の推進</p> <p>(1) 漁協は、漁家後継者候補等に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚が確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行ない、若年漁業者の資質向上を図る。</p> <p>(2) 地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会等を活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識・技術の習得に向けた実地研修を行なうことにより、新規漁業就業者の確保に努める。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.7%の漁業収入向上が見込まれる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1. 燃油コスト削減の取組</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>(3) さんま棒受網漁業者は、LED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. おきあみ1そうびき機船船びき網漁業者及びすくい網漁業者は、ツノナシオキアミ漁操業期間を短縮することにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>3. いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県海域での操業を行なうことにより、漁業コスト削減を図る。</p> <p>また、その他漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。</p> <p>これらの取組により、基準年より2.3%以上の漁業コスト削減が見込まれる。</p>



活用する支援措置等	産地水産業強化支援事業、新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業
-----------	--

(4) 関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上      %以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
	目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
共同利用漁船等復旧支援対策事業、共同利用小型漁船建造事業	東日本大震災により被災した漁船・漁具の早期復旧
水産業共同利用施設復旧支援事業 水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した気仙沼魚市場における衛生管理型荷捌き施設、流通・加工施設等の整備等
水産流通基盤整備事業	東日本大震災により被災した気仙沼魚市場・志津川魚市場における衛生管理型荷捌き施設、流通・加工施設等の一体整備、漁港施設用地の嵩上げ等
産地水産業強化支援事業	気仙沼魚市場施設・機器設備の整備・設置及び販売流通機能強化
漁業復興担い手確保支援事業、新規漁業就業者総合支援事業	漁家後継者候補の育成、新規漁業就業者確保
もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）	新たな漁業経営改善に向けた取組の実証
省燃油活動推進事業	燃油コストの削減
省エネ機器等導入推進事業	省エネ機器導入による燃油コストの削減
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支え